民間住宅家賃等の代理納付に関する事務取扱要領

（１８川健保第９８４号
平成１９年３月９日
健康福祉局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要領は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の２及び生活保護法施行令第３条に基づき、民間住宅の賃料及び共益費（以下「家賃等」という。）の代理納付を行う場合の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領における用語の定義は、それぞれの次の各号に定めるところによる。

(1) 被保護者（世帯）　生活保護法による保護を現に受けている者（世帯）をいう。

(2) 住宅扶助費　生活保護法による住宅扶助費をいう。

(3) 家主　住居の提供について被保護者と賃貸借契約を締結している者をいう。

(4) 管理業者　被保護者の居住する住宅について、管理委託契約あるいは委任状により家賃等の集金業務について、家主から委託されている者をいう。

(5) 共益費　生活保護法第３１条第３項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であって、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち、被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。

（対象者）

第３条　福祉事務所長による家賃等の代理納付制度適用の対象者は、住宅扶助費を受給している被保護世帯のうち、家賃等を滞納し、家主又は管理業者（以下「家主等」という。）から福祉事務所長に家賃等の代理納付の申し出がある者及び家賃等の納付が困難な者や代理納付を希望する者など福祉事務所長が特に必要と認めた者とする。

（申し出による納付）

第４条　福祉事務所長は、家主等の申し出に基づき住宅扶助費及び共益費を当該被保護者に代わって、家主等の指定する金融機関口座へ納付する。なお、本制度の適用前の滞納家賃等分、敷金・礼金及び住宅維持費等については、代理納付の対象としない。

（代理納付事務の開始）

第５条　福祉事務所長は家主等及び家賃等の納付が困難な者や代理納付を希望する者より代理納付の申し出があった場合には、被保護者に滞納状況等を確認し、代理納付制度の説明をし、代理納付の適用について検討する。家賃等の滞納が確認された場合には、被保護者の同意がなくとも代理納付を適用するものとする。ただし、家賃等の滞納等があった場合でも、住まいや生活状況により、転居指導や、保護施設等の適切な施設への入所措置をとることが必要な場合や、将来の生活保護脱却へ向けて金銭管理能力を養うため、家賃等の納付を自ら行うことが適当な場合は、この限りでない。

２　代理納付を適用すると判断した場合は、適用の決定を行い、家主等へ連絡し住宅扶助費及び共益費代理納付依頼書（様式１号）の提出を求め、開始の決定をし、被保護者及び家主等に通知（保護決定通知、代理納付決定通知）を行う。

３　代理納付開始の通知は、開始前月末までに行うこととする。

４　福祉事務所長は当該被保護者の住宅扶助費及び共益費を、毎月定例の生活保護費支給日に、家主等の指定する金融機関口座へ振込みを行う。この場合の住宅扶助費及び共益費は、生活保護費の対象月に対応する家賃等に充てられるものとする。

（代理納付事務の中止等）

第６条　福祉事務所長は、当該被保護者の住宅扶助費又は生活保護法による生活扶助費のうち共益費に相当する額の全部又は一部が支給されなくなった場合、各扶助費に係る代理納付を中止する。この場合、速やかに被保護者及び家主等にそれぞれ通知（保護決定通知、代理納付決定通知）する。

２　保護に変更が生じた場合（転出、死亡、廃止等）は、代理納付事務を中止することとし、福祉事務所長は速やかに被保護者及び家主等にそれぞれ通知（保護決定通知、代理納付決定通知）する。

３　家主等に変更が生じた場合は、家主等は速やかに福祉事務所長へ届出（様式２号）するものとし、福祉事務所長は届出に基づき代理納付事務の変更等の決定をし、家主等に通知（代理納付決定通知）する。

（返還金の取扱）

第７条　保護の変更等により、既に代理納付した住宅扶助費及び共益費に返還が生じた場合、福祉事務所長は速やかに戻入の決定を行い、決定通知書及び戻入納付書により家主等へ通知する。

２　家主等に変更が生じ、既に代理納付した住宅扶助費及び共益費に返還が生じた場合、福祉事務所長は速やかに戻入の決定を行い、決定通知書及び戻入納付書により家主等へ通知する。

３　家主等は福祉事務所長より決定通知書及び戻入納付書による通知があった場合には、速やかに受領済の住宅扶助費及び共益費を返還する。

参考　「生活保護法第３７条の２に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」
（平成 18 年３月 31 日　社援保発第 0331006 号　厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

附　則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の要領の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附　則

この要領は、令和５年１月１日から施行する。

（様式１号）

保護係			管理係		
担当	係長	課長	担当	係長	課長

住宅扶助費及び共益費代理納付依頼書

年　　月　　日

（宛先）

福祉事務所長

（申請者）〒

住所

氏名・社名

（代表者氏名）

電話

被保護者との関係　　家主　・　管理業者

下記の被保護者の住宅扶助費及び共益費について代理納付することを依頼します。

代理納付にあたり知りえた対象者の個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき、取扱いに留意します。

なお、住宅扶助費及び共益費を受領後に返還が発生した際には、返還することについて承諾します。

被保護者名		被保護者住所	
家主氏名		家主住所	（〒　　－　　）
		TEL	（　　）
家賃の月額	円	契約期間	年　月　日～ 年　月　日
共益費の月額	円		

振込先金融機関

（銀行・信用金庫・労働金庫・農協・信用組合）

支店	本店 支店	預金種別	普通・当座
口座番号			
フリガナ 口座名義人			

添付書類

①契約が確認できるもの（契約書写し等）

②指定口座の預金通帳の写し

③申請者又は振込先が家主以外である場合には家主との管理委託契約書の写し

収受印

（様式２号）

保護係			管理係		
担当	係長	課長	担当	係長	課長

住宅扶助費及び共益費代理納付変更届出書

年　　月　　日

（宛先）

福祉事務所長

（届出者）〒

住所

氏名・社名

（代表者氏名）

電話

被保護者との関係　　家主　・　管理業者

下記の被保護者に係る住宅扶助費及び共益費の代理納付について、変更事由が生じましたので、届出します。

被保護者名		被保護者住所	
変更事由 （**該当に○**をして下さい。）	・**所有権の移転のない**名義の変更（婚姻・離婚・社名変更など） ・受託管理業者の変更 ・振込先口座の変更（名義・口座） ・家賃の変更（変更前　　円、変更後　　円） ・共益費の変更（変更前　　円、変更後　　円） ・その他（　　）		
家主等氏名 （変更前）		家主等住所 （TEL）	(〒　　－　　)
家主等氏名 （変更後）		家主等住所 （TEL）	(〒　　－　　)
変更年月日	年　　月　　日		
変更後振込先金融機関 （銀行・信用金庫・労働金庫・農協・信用組合）			
支店　　本店 支店		預金種別 普通・当座	添付書類 変更がわかる書類の写し
口座番号			収受印
フリカ゛ナ 口座名義人			

※口座名義人が同一で振込先のみ変更となる場合には、変更後の口座情報を記入願います。

※所有者に変更がある場合には、**代理納付は中止となり再度代理納付を依頼**することとなります。その際、変更年月日以降分の家賃及び共益費について既に受領されている場合には、福祉事務所へ家賃を返還していただくことになります。